

道路使用許可及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料の免除に関する取扱いについて（例規通達）

平成14年3月19日群本例規第9号（交規）警察本部長

改正

平成20年11月群本例規第31号（務）  
平成26年4月群本例規第33号（交規）  
平成28年3月群本例規第6号（交規）  
令和3年3月26日群本例規第9号（交規）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道路交通法」という。）の規定による道路使用許可及び自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）の規定による自動車の保管場所の証明に関する申請手数料について、その全部又は一部の免除（以下「減免」という。）をすることに関する事務は、群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第17号。）及び公安委員会に対する手数料事務委任規則（平成12年群馬県規則第69号）により、群馬県公安委員会に委任されている。

これに基づく群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則（平成12年群馬県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）において、警察本部長が定めることとされた事項のうち、手数料減免の取扱いについて次のとおり定め、平成14年4月1日から施行することとしたので事務処理の適正を期されたい。

なお、道路使用許可に伴う手数料減免の取扱いについて（昭和63年7月15日付け群交規第921号、群会第239号通達）は、廃止する。

記

1 減免の対象

（1）道路使用許可等申請手数料

ア 国若しくは地方公共団体又はこれに準ずるもの

国又は地方公共団体のほか、これに準ずるものとして、四現業（郵政、国有林野、印刷及び造幣をいう。）、日本赤十字社その他交通部交通規制課長が国又は地方公共団体に準ずるものと認めるもの

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は同法第59条の2第1項に規定する施設

保育所及び認可外保育施設

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び幼保連携型認定こども園

オ その他公安委員会が認めるもの

公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）のうち、社会福祉の増進、交通安全、防犯、防災、医学・医療の発展又は保健衛生の向上をその設立目的とするもの。ただし、当該法人が公益目的を実現するために行う広報啓発活動又は寄付の募集に伴う道路使用に係る申請に限る。

（2）保管場所証明等申請手数料

国又は地方公共団体

2 減免の方法

（1）減免の申請を受理する場合は、当該減免に係る許認可等の申請書（以下「許認可等申請書」という。）とともに、規則に定める道路使用許可等手数料免除申請書又は保管場所等手数料免除申請書（以下「減免申請書」という。）を提出させること。

（2）受理した許認可等申請書には、右上欄外に減免をする理由を朱書し、取扱者が押印すること。

3 留意事項

(1) 共通事項

ア 申請者が減免の規定を了知していない場合があるので、減免の対象となるものから許認可等の申請があった場合で減免の申請がないときは、減免の規定を教示すること。

イ 許認可等申請書を編冊する場合は、減免に係るものは分冊し、減免申請書を添付しておくこと。

(2) 道路使用許可等

ア 減免の対象に該当するか否か疑義がある場合は、交通部交通規制課と協議すること。

イ 公益法人の設立目的の確認に当たっては、群馬県等が公開している資料を閲覧するなど申請者に必要以上の負担をかけないことを念頭に置き、申請の際一律に定款の添付を求めるなどの取扱いはしないこと。

ウ 当該申請の内容が公益又は教育の目的か否かを判断し、公益又は教育の目的以外に係るものについては、減免の対象としないこと。

エ 申請に係る道路使用行為の体制、方法等を精査し、実際に申請者が「道路使用の主体」となり得るのかを慎重に判断した上で、減免対象に該当するか否かの検討をすること。